



名保幼第516号
令和3年9月30日

保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第18報）

保護者の皆様には、日頃より名護市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、国による沖縄県への緊急事態宣言が解除されることに伴い、沖縄県から「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対処方針）」（令和3年9月28日）が発出され、かつ、保育所等の取扱いについては「引き続き保育の提供を継続するとともに、感染拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するように」との内容を周知するよう依頼がありました。

本市における現時点での対応につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について【第17報】」（令和3年9月10日付け名保幼第467号）により通知したとおり、令和3年9月1日から9月30日までの間、特別保育の実施を行ってきたところでございますが、今回の緊急事態宣言の解除を受け特別保育については令和3年9月30日（木）をもって終了することとしました。

しかしながら、沖縄県においては未だ10万人当たりの陽性者数は全国で最も多いこと、また、市内保育施設においても園児や職員などの感染報告が未だ続いていることなどから、当面の間、感染拡大防止のため、ご家庭での保育が可能な方におかれましては、家庭保育のご協力をお願いいたします。

なお、この取り扱いはご家庭での保育が可能な方等を対象とするものであり、保護者の就労等により保育施設等の利用が必要な方の登園自粛をお願いするものではありませんので、保護者の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

1 特別保育終了日

令和3年9月30日（日）

2 家庭保育の協力依頼期間

令和3年10月1日（金）～当面の間

※令和3年9月30日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

名護市子ども家庭部保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）